

介護予防・日常生活支援総合事業について（参考）

<p>第1号訪問事業・第1号通所事業の指定事業者</p>	<p>「第1号訪問事業 訪問介護」「第1号通所事業 通所介護」は、指定事業者制度により実施します。</p> <p>平成27年3月31日において、都道府県から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、総合事業の指定を受けた者とみなされ（みなし指定）、総合事業における第1号訪問事業・第1号通所事業のサービスを提供することができます。</p> <p>指定事業者の指定は、6年となります。みなし指定対象事業所は、平成33年4月1日以降も事業を継続する場合は、牛久市から指定を受ける必要があります。</p>
<p>平成27年度以降の指定事業者</p>	<p>平成27年4月1日以降に「第1号訪問事業 訪問介護」「第1号通所事業 通所介護」の指定を受ける場合、牛久市から指定を受ける必要があります。</p> <p>申請用紙については、○介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の指定申請様式をご参照ください。</p>
<p>サービス事業費の請求</p>	<p>予防給付と同様、審査支払は国保連が行ないます。</p> <p>サービス提供を行なった事業者は、国保連へ請求を行なって下さい。</p> <p>○サービスコード表をご確認ください。</p>
<p>法人における定款の見直し</p>	<p>定款変更（事業の追加）を行なっていただく事が適当であると考えております。</p>
<p>運営規定・契約書の見直し</p>	<p>予防給付の運営規定をベースとして「介護予防・日常生活支援総合事業」に修正し、作成していただきます。</p>